

地域医療研修及び健康情報対策専門委員会

■ 日 時 平成30年12月20日（木）午後1時40分～午後3時25分

■ 場 所 テレビ会議 鳥取県健康会館 鳥取市戎町
鳥取県西部医師会館 米子市久米町

■ 出席者 16人

〈鳥取県健康会館〉

渡辺健対協会長、岡田・清水・瀬川・根津・松浦・松田・長岡・萬井各委員

オブザーバー：笠見 鳥取県福祉保健部医療政策課医療人材確保室室長

健対協事務局：谷口事務局長、岩垣課長、神戸係長

〈鳥取県西部医師会館〉

廣岡・谷口・福本各委員

挨拶（要旨）

〈渡辺会長〉

地域医療研修及び健康情報対策専門委員会は、医療政策と密接に関連した委員会である。臨床の成果を、如何に県民全体の健康に結び付けていくのかという施策に繋がる議論、提言が行われる会議である。地域医療の課題は時代によって年々変化しつつあり、昨今の課題は、地域医療構想により、地域における医療機関の機能を分化させ、集約させながら連携を如何に強めていくのか、あるいは、病床全体をまとめるように見直していくのかということがテーマとなっている。地域包括ケアに関連しては、在宅の医療システム、医療と介護と福祉との連携が重要な課題となっていく。地域医療を担う若い医師の育成を如何に行っていくのか、地域の偏在なく、全体的に若い医師が活躍できるようなシステムを作っていくにはどのようにしたらいいのか等の重要な課題について、議論をお願いする。

〈藤井委員長〉

この委員会の担当分野は広い。今回も、地域医療の充実について、特に地域医療を担う医師の育成については、鳥取大学にお願いしている特別養成枠、いわゆる鳥取県版の自治医大の1期生の卒業生が今年の4月から、日野病院、岩美病院にて勤務されている。また、谷口委員が行われている地域医療学の日野病院での様々な教育も年々充実されており、実際に、来年の春から教室員の方が大山診療所にて診療されると伺っている。

その他、医療介護の連携として、地域包括ケア等についても意見交換をお願いする。

議 事

1. 地域医療の充実について、特に地域医療を担う医師の育成について

笠見鳥取県福祉保健部医療政策課医療人材確保室室長より、以下の現状説明があった。

①鳥取県では平成25年1月に「鳥取県地域医療支援センター」を設置し、鳥取県と鳥取大学に事務局を置き、連携しながら、地域医療を担う医師のキャリア形成支援や医師不足病院の支援

等、医師確保対策に取り組んでいる。

- ②県内の医師数は平成16年度以降横ばいであったが、平成24年以降は増加している。人口10万人当たり医師数は全国平均より多い、全国第6位である。年代別においては30歳代の医師が減少していたが、平成28年度は持ち直しの傾向にある。県内の臨床研修マッチング状況は、平成16年度の医師臨床研修制度導入以降、県内に残る研修医数が減っていたが、回復傾向にある。平成30年度は41名であった。

- ③「病院（44病院）における医師数に関する調査」を実施しており、平成30年1月調査によると不足医師数は228.7人で前年に比べ1.8人増であった。医師充足率は県全体で83.2%、圏域別の充足率は東部79.7%、中部71.8%、西部（鳥大病院除く）83.7%、鳥大病院92.2%で、現場での不足感は継続している状況である。

- ④平成18年度より鳥取県医師確保奨学金施策を行っており、平成18年～平成30年度までの13年間で鳥取大学医学部医学生265人と他大学医学生36人と合わせて301人に奨学金の貸付を行い、そのうち現学生が144人、卒後者が108人、返還免除者19人、途中で返還者30人である。

鳥取県医師確保奨学金貸与者の52人が臨床研修中で、そのうち、約87%の45人が県内で初期臨床研修を受けている。また、医師3年目以降の医師56人のうち、約79%の44人が県内で勤務している。

- ⑤鳥取大学（特別養成枠）卒業生は、自治医科大学卒業生と同様に、卒業後9年間（初期研修含む）は県職員として知事の指定する医師不足の自治体病院、診療所等に派遣することになる。平成30年度指定勤務期間内医師の配置状況は、自治医科大学卒業医師で23名（内訳：派遣13名、研修等10名）、鳥取大学特別養成枠卒業医師で12名（内訳：派遣3名、研修等9名）である。

また、鳥取県へき地医療拠点病院医師派遣要綱に基づく代診医の派遣を行っている。

- ⑥県では、高校生や医学生・研修生に対して、鳥取県の医療情報や臨床研修病院の情報などを積極的にPRすることにより、ひとりでも多くの県内医師の確保に繋げることを目的に、平成30年4月に「とっとりドクターNavi」を開設した。平成30年12月10日現在で246名が登録している。

- ⑦医療法及び医師法の一部を改正する法律の概要について、以下の説明があった。

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講じる。施行期日は、公布日、2019年4月1日、2020年4月1日の三段階に分けて施行される。

〔法改正の概要〕

- ・医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設
- ・都道府県における医師確保対策の実施体制の強化⇒医師確保計画は、平成31年度に策定。「地域医療対策協議会」の機能強化が明記された。
- ・医師養成課程を通じた医師確保対策の充実。

都道府県知事から大学に対する地域枠・地元出身入学者の設定・拡充の要精権限の創設。臨床研修については、臨床研修病院ごとの研修医の募集定員の設定権限が国から都道府県へ移譲された。また、専門研修については、日本専門医機構等に対し、意見する仕組みを明記した。

- ・地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応については、外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、協議・公表する仕組みの創設。
- ・地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に関する都道府県知事の権限が追加。

⇒鳥取県の場合、既存病床数が基準病床数を

上回っており、これに関しては影響はない。

以上の状況から、臨床研修が行われた場所で定着が見られることから、来年度以降の初期研修医確保に向けて、他大学入学の県内出身者が本県で研修してもらうよう働きかけていきたいという話があった。

2. 地域包括ケアシステムや在宅医療の現状及び今後のあり方について

(1) 鳥取県における在宅医療の現状及び今後のあり方について、萬井委員より以下の説明があった。平成30年度から鳥取県介護保険事業支援計画や鳥取県保健医療計画など、健康、医療、介護にかかわる新しい計画がスタートしたところだが、このうち、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、複数の疾患を抱えた慢性疾患の有病率が高い後期高齢者が大きく増加する。また、鳥取県の医療需要のピークは2035年頃と推計。全国の死亡場所の割合の推移では、昭和初期に比べ、病院で死亡される方が76%と多く占めている。以上の状況から、医療や介護が必要になる割合が多くなり、病床の機能の分化及び連携、在宅医療・介護の推進、地域包括ケアシステムの構築といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が必要である。

平成30年4月に「鳥取県保健医療計画」を改訂し、計画期間は平成35年度までの6年間である。また、平成28年12月には一連のサービスが切れ目なく、また過不足なく提供される体制を確保するための取り組みなどをまとめた「鳥取県地域医療構想」を策定している。

平成30年度鳥取県の在宅医療の取り組みとしては、訪問看護支援センターの充実、訪問診療に取り組む医療機関等の支援、県民に対する啓発活動の推進等を行う。

・県民に在宅医療への理解を深めてもらい、在宅医療をより身近なものにかんじてもらうた

めの動画を配信。(西部医師会)

・東部地区在宅医療介護連携推進協議会のワーキンググループの取り組みとして、「医療・介護資源マップ」を作成した。また、終活支援ノート「わたしの心づもり」の発行を通して、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発に努めている。(東部医師会)

・人材の確保と資質の向上として、平成26年度に鳥取大学医学部附属病院と連携した訪問看護師の育成と確保対策事業を立ち上げ、教育プログラムを実施し、4年目の平成30年度には育成者は訪問看護ステーションへ出向を行った。

また、平成28年度、県内で初めて鳥取県看護協会訪問看護ステーションと連携した新卒訪問看護師育成モデル・プログラム作成事業を開始した。

これらの事業を通して、訪問看護ステーション数及び訪問看護師数が平成24年度に比べ、かなり増えてきている。

・平成30年9月1日からは「とっとりおとな救急ダイヤル」を開設した。救急車の適正利用、救急医療機関の受診の適正を進めていきたい。

県の平成30年度予算事業として基金を取り崩して実施しているが、来年度以降の予算はかなり厳しくなるといわれるという話があった。

(2) 地域包括ケアシステムや在宅医療の現状及び今後のあり方について、長岡委員より、以下の説明があった。

介護保険法の改正により、地域包括ケアシステムの構築に向け、平成30年度までに県内全市町村において、在宅医療・介護連携の推進、生活支援コーディネーターの配置、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を整備することとなった。

全市町村に対し、整備に向けた助言や地区医

師会と連携した支援を行った結果、平成30年4月には、すべての市町村で体制を整備済みである。

平成29年7月より、中部地区でICTを活用した医療と介護の連携モデル事業を行っている。

- ・多職種連携システムをインストールしたポータブルタブレットを医療、介護事業所に配布し、高齢者の情報を一括して管理共有。
- ・また、遠隔ポータブルエコー診断機器を1台導入し、訪問看護師が在宅で高齢者の状況を測定後、主治医にデータを送信し、リアルタイムで指示を受ける等の遠隔地診断を実施。
- ・導入後、複数事業所で医師からの指示を含む患者情報の共有・同期化が実現。個々の電話・メールでのやりとりが不要となった。⇒

介護従事者の業務時間の短縮。

また、高齢者の身体の状態をエコー診断機で撮影し、画像を診療所に伝送することで、遠隔地でリアルタイムに主治医の指示を受けることが可能となった等の話があった。

以上の説明から、訪問看護ステーション、在宅医療支援病院等は増えているが、地域偏在がおきているのではないかという話があった。

また、鳥取県内の医療需要の推計について、急性期、慢性期別等の分析はされているのかという質問があった。これについては、地域医療構想の中で各地区ごとの医療需要を示しており、これらを参考に医療提供体制の整備を図ることとしている。

健 対 協

鳥取県健康対策協議会従事者講習会等のご案内

平成11年度以降の各がん検診精密検査医療機関の登録更新から、従事者講習会等の出席状況を点数化し、点数基準を満たしたものについてのみ登録することになりましたので、登録条件をご留意の上、ご参加のほどお願いします。

なお、平成30年度は肝臓がん検診精密検査登録医療機関の更新手続きを行います。

関係書類は平成31年2月頃にお送り致します。

肺がん検診従事者講習会及び症例研究会

日 時 平成31年2月9日（土）午後4時～午後6時
場 所 鳥取県健康会館（鳥取県医師会館）鳥取市戎町317 電話（0857）27-5566
対 象 医師、検査技師、保健師等

内 容

（1）講演

演題：「胸部画像診断と近代技術」

講師：鳥取大学医学部附属病院病態解析医学講座画像診断治療学分野 夕永裕士先生